公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第2項の規定によるいわき都市計画事業久之浜震災復興土地区画整理事業の下記に記載する者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該通知書の送付にかえてその内容を公告する。

平成28年10月25日

いわき都市計画事業
久之浜震災復興土地区画整理事業
施行者　いわき市
代表者　いわき市長　清水　敏男

記

1　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　與　ナミ
住所　東京都本所区向島小梅町271番地

2　通知の内容
平成28年1月9日付け25都復第278号の「仮換地指定通知」について、使用又は収益を開始することができる日を次のとおり定めたので、土地区画整理法第99条第2項の規定により通知します。
仮換地について使用または収益を開始することができる日　平成28年9月14日
仮換地の街区番号及び符号　34街区9符号
仮換地地積　約300㎡

教示
1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に福島県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）
2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

札幌市豊平区月寒東一条十九丁目二番五一―一〇三号
合同会社リエル
清算人　梅田　周一

解散公告

当社は、平成二十八年九月二十七日開催の株主総会の決議により、同年十月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

北海道滝川市流通団地二丁目三番一八号
TK管財株式会社
（旧商号　三星ハイヤー株式会社）
代表清算人　高木　久継

解散公告

当社は、平成二十八年九月二十七日開催の株主総会の決議により、同年十月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

北海道滝川市流通団地二丁目三番一八号
TK企画株式会社
（旧商号　滝川自動車工業株式会社）
代表清算人　高木　久継

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

北海道帯広市南の森西一丁目一番地三
有限会社リブ
清算人　坂田美知子

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

千葉県野田市東金野井八六二―一
有限会社種村工業所
清算人　種村　文昭

解散公告

当社は、平成二十八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

埼玉県さいたま市南区別所五丁目一五番二号
アンドスタイル株式会社
代表清算人　矢嶋　竜也

解散公告

当法人は、平成二十八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

千葉県柏市今谷上町二二―八第二ドリームコーポ一〇一
特定非営利活動法人ゆうゆう
清算人　大矢　武臣

解散公告

当社は、平成二十八年九月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

千葉県市川市真間一丁目一〇番二二号
株式会社トラストライベン
代表清算人　多保田恵子

解散公告

当法人は、平成二十八年九月十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

千葉県印西市内野一丁目八番地六棟二〇一号
特定非営利活動法人プロジェクトセブン
清算人　宝田　一夫

解散公告

当社は、平成二十八年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

東京都港区芝五丁目二二番三号
株式会社アテール
代表清算人　浅岡　一郎

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日総社員の同意により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

東京都豊島区巣鴨五丁目二五番一五号
合同会社アイビーシージャパン
清算人　中里見一郎

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十五日

東京都中央区日本橋本町二丁目六番一三号
株式会社ピープル・ビジネス・スクール
代表清算人　中園　徹